

# 朝日町では、平成22年までに 住宅を新築又は新築住宅を購入された方に 奨励金が交付されます！

朝日町では、近隣市町にない独自の事業として、新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます。是非、この制度をご利用ください。

## ●対象住宅

居住の用に供するために新築住宅及び購入された新築住宅で、一世帯が独立して生活できる構造を有するもの

## ●対象面積

居住用として用いられている部分（店舗兼用住宅の場合は、店舗部分は除く）

## ●奨励条件

・本町の住民であること ・居住地に係る町税（料）を滞納していないこと

## ●奨励額

住宅に係る固定資産税課税標準額（家屋）に税率を乗じた額の2分の1に相当する額  
奨励金の交付を受けるには必ず毎年度申請が必要です。

## ●交付期間

平成17年度から平成23年度までの期間中に新たに固定資産税（家屋）が課せられることとなった年度から3年間

**平成23年度に固定資産税（家屋）が新たに課せられた方までが対象です！！**

※『年度』とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間

## 例 平成23年度対象者（2年目）

平成23年度に新たに住宅の固定資産税（家屋）が課せられる事になった方で2年目の申請される方

## 申請期限

平成24年度分の固定資産税を完納後、平成25年3月11日(月)までに、手続きをしてください。

※手続き方法や制度についての問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658

# 改正農地法第52条に基づく 農地の賃借料情報の提供について

朝日町農業委員会

## 【平成23年度賃借料情報】

地区名	利用地目	賃借料（10a当たり）	データ数	備考
朝日町全域	田	7,750円	2	使用貸借（無償）によるデータ数は123

改正農地法の施行（H21.12.15）に伴い従来の【標準小作料制度】が廃止されました。新たに農業委員会が過去1年間で実際に締結された賃貸借契約の賃借料に関するデータにより、賃借料情報を提供することになりました。

なお、契約締結時の内容をデータとしているため、その後の当事者間の契約変更等は反映していません。実際の農地の賃借料と異なる場合がありますので判断材料の一つとしてご活用ください。

※新たに利用権設定を申し込みされる方については無償契約する事をお願いしております。